

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年4月9日(水)午後3時から午後4時05分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター2階第3会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

1番 伊藤 清 委員	2番 平山 勝美 委員
3番 山崎 幸宏 委員	4番 向後 秀幸 委員
5番 関 文夫 委員	6番 石井 和美 委員
7番 伊藤 市郎 委員	8番 椎名 由利 委員
9番 関 房男 委員	10番 依知川 一成 委員
11番 金城 ハル子 委員	12番 椎名 正和 委員
13番 菅谷 守夫 委員	14番 戸村 光男 委員
15番 土屋 玲子 委員	16番 伊藤 明美 委員
17番 佐藤 和 委員	

(2) 農地利用最適化推進委員 (12名)

18番 大木 健守 委員	19番 鈴木 賢治 委員
20番 林 栄一 委員	21番 山田 恒 委員
22番 石毛 茂 委員	23番 片岡 昌美 委員
24番 高橋 健 委員	25番 五木田 善孝 委員
26番 須合 孝治 委員	27番 行木 理恵 委員
28番 熱田 善信 委員	29番 宇野 恵三郎 委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (0名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 3件

議案第4号 令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について(別冊)

その他

6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和7年4月農業委員会定例総会を開会いたします。

佐藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は佐藤会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、3番山崎幸宏委員、4番向後秀幸委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の議案書を御覧ください。番号1番から3番は利用権設定、4番と5番は所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から5番について議案書を基に朗読】

番号1番から5番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

- 7 番 番号1番と2番について、本案件は、譲受人の経営規模拡大のための賃借権の設定で賃借期間は5年です。譲受人ですが、許可要件の問題はないと思われま
- 1 1 番 番号3番について、本案件は、譲受人の経営規模拡大のための賃借権の設定で賃借期間は5年です。譲受人ですが、許可要件の問題はないと思われま
- 1 5 番 番号4番について、本案件は、譲受人の経営規模拡大のための売買による所有権移転です。譲渡人は遠方により耕作できず、譲受人が現在耕作中であり、許可要件の問題はないと思われま
- 1 2 番 番号5番について、本案件は、譲受人の経営規模拡大のための贈与による所有権移転です。なお、譲受人と譲渡人は知人関係です。譲受人ですが、許可要件の問題はないと思われま
- 議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。
- (質問、意見なし)
- 議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ること
- に御異議ございませんか。
- (「異議なし。」の声あり)
- 議 長 御異議ないものと認め、議案第1号について、採決に入ります。
- 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めま
- す。
- (挙手全員)
- 議 長 賛成全員であります。
- よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。
- 議 長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番について議案書を基に朗読】

番号1番について、現況畑1, 320㎡を貸資材置場及び駐車場用地とするものです。農地区分については、農地の広がり10ヘクタール以上であることから第1種農地相当ですが、集落に居住する者の必要な施設であることから、千葉県事務指針に示されている基準上、例外的に許可できるものに該当すると考えます。

議 長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

12番 　　番号1番について、現況畑1, 320㎡を申請者の子が経営している会社へ資材置場及び駐車場用地として貸し付けるため転用するものです。農地区分は第1種農地相当ですが、集落に居住する者の必要な施設であることから、千葉県事務指針に示されている基準上、例外的に許可できるものに該当すると考えます。

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

議 長 　　議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第2号について、採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　　賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 　　次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番から3番について議案書を基に朗読】

番号1番について、太陽光発電設備用地として田1,497㎡を買い受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、太陽光発電設備用地として畑1,044㎡を買い受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、店舗用地として畑981㎡のうち249㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、現地に既にコンテナが設置されていることについては、申請者から始末書が提出されています。

議 長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

9 番 　　番号1番について、譲受人は再生可能エネルギーに関する事業を主とする会社で、申請地に自社用の太陽光発電設備を設置する計画とのことです。農地区分は農地の広がり10ヘクタール以下であることから第2種農地相当で、千葉県が示す指針の基準上、許可できるものに該当すると考えます。

8 番 　　番号2番について、譲受人は再生可能エネルギーに関する事業を主とする会社で、申請地に自社用の太陽光発電設備を設置する計画とのことです。農地区分は農地の広がり10ヘクタール以下であることから第2種農地相当で、千葉県が示す指針の基準上、許可できるものに該当すると考えます。

10番 　　番号3番について、譲受人は美容師として働いており、自分の店を構えるための申請で、申請地には30㎡のコンテナハウスを1棟、駐車場4台分を設ける計画とのことです。農地区分は第1種農地相当ですが、集落に居住する者の必要な施設であることから、千葉県事務指針に示されている基準上、例外的に許可できるものに該当すると考えます。

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　　議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について」
を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 【別冊議案書に基づいて令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)の内容
を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について」、質疑
を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号について、採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め
ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。
本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定に ついて	1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に ついて	3件

議案第4号 令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について(別冊)
でありました。
長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和7年4月9日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。